

(地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和元年度上ノ国町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 38,348千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,195,932千円

(単位:千円)

大区分	小区分(事業)	令和元年度 決算額	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国道支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
1	社会福祉	社会福祉総務費	254,555	163,078		2,959	5,917	82,601
		老人福祉費	91,073	1,633		2,182	5,831	81,427
		児童福祉総務費	25,013	3,666		15,485	392	5,470
		母子福祉費	2,745	1,011		269	98	1,367
		保育所費	386,485	2,906	252,700	17,944	7,547	105,388
		その他社会福祉費	77,806	42,115		590	2,346	32,755
		小計	837,677	214,409	252,700	39,429	22,131	309,008
2	社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出事業	70,477	24,741			3,056	42,680
		介護保険事業特別会計繰出事業	122,966	7,141			7,740	108,085
		後期高齢者医療対策事業	31,254	21,290			666	9,298
		小計	224,697	53,172	0	0	11,462	160,063
3	保健衛生	保健衛生総務費	28,850	3,196	12,800	1,027	790	11,037
		健康増進事業費	12,643	1,401		850	694	9,698
		予防費	7,076	224			458	6,394
		診療所費	84,989	2,600	36,300	4,000	2,813	39,276
		小計	133,558	7,421	49,100	5,877	4,755	66,405
合計		1,195,932	275,002	301,800	45,306	38,348	535,476	

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて案分して充当している。